

五所川原市通所型サービスAの事業に関する基準等を定める要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 サービスの費用額及び利用者負担額（第3条）
 - 第3章 サービスの一般原則（第4条）
 - 第4章 サービス提供の基本方針（第5条）
 - 第5章 人員に関する基準（第6条）
 - 第6章 設備に関する基準（第7条・第8条）
 - 第7章 運営に関する基準（第9条―第24条）
 - 第8章 雑則（第25条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、五所川原市地域支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び五所川原市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱（以下「指定等に関する要綱」という。）の規定に基づき、実施要綱第4条第1項第1号イ（ウ）に規定する通所型サービスAの事業（以下「サービス」という。）に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、地域支援事業実施要綱（平成18年老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び実施要綱に規定するところによる。

第2章 サービスの費用額及び利用者負担額

（サービスの費用額及び利用者負担額）

第3条 実施要綱第8条に規定する市長が定めるサービス費用額（法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払いを受ける第1号事業支給費をいう。以下同じ。）及び利用者負担額は、別表第1のとおりとする。

第3章 サービスの一般原則

（サービスの一般原則）

第4条 サービスを提供する指定事業者（以下「指定事業者」という。）は、別表第1に定める対象となる利用者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の総合事業実施事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第4章 サービス提供の基本方針

(サービス提供の基本方針)

第5条 サービスの内容は、次に掲げるものとする。

- ア 生活指導
- イ 日常生活動作訓練
- ウ 趣味創作活動
- エ 健康チェック
- オ その他市長が認めた内容

2 前項プログラムは、通所により日常生活動作訓練や趣味創作活動等の各種サービスを提供することによって、自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上等を図ることを目的として行われなければならない。

第5章 人員に関する基準

(従業者及び管理者)

第6条 指定事業者は、サービスを提供する事業所ごとに置くべき従業者の員数は、サービスを提供している時間帯に専らサービスの提供に当たる者が、勤務している時間数の合計数を提供時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とし、サービスの内容により安全面を考慮した数を従事させるものとする。

2 指定事業者は、サービスを提供する事業所ごとに管理者を置かなければならない。ただし、サービスを提供する事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の施設等の職務に従事することができるものとする。

3 生活相談員、看護職員、機能訓練指導員の配置は要しない。

第6章 設備に関する基準

(利用定員)

第7条 指定事業所の利用定員は、サービスを提供する事業所ごとに定める。

(設備及び備品等)

第8条 指定事業者は、サービスを提供するために必要な広さの機能訓練室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに事業を実施する上で必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項のサービスを提供する機能訓練室の面積は、3平方メートルに1回当たりの利用人数を乗じて得た面積以上としなければならない。

第7章 運営に関する基準

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿ったサービス提供)

第9条 指定事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第83条の9第1号ニの計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメントに基づくケアプラン

をいう。以下同じ。)が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿ったサービスを提供しなければならない。

(サービス提供期間)

- 第10条 サービス提供期間は、利用者の自立支援や重度化防止を阻害しないよう、地域包括支援センター等が実施する介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに基づき決定する。
- 2 利用時間は、1回の利用につき2時間以上とし、事業者によって定めるものとする。この場合において、利用時間数には送迎に要する時間は含めないこととする。

(内容及び手続の説明並びに同意)

- 第11条 指定事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第17条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供について同意を得なければならない。

(心身の状況等の把握)

- 第12条 指定事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(サービス提供の記録)

- 第13条 指定事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスを提供した日及びその内容、当該サービス費用額その他必要な事項を記録しておかななければならない。
- 2 指定事業者は、提供したサービスの内容等について、利用者から提供の申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対し提供しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

- 第14条 指定事業者は、法定代理受領サービス(サービス費用額が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。以下同じ。)に該当するサービスを提供した際には、実施要綱第8条に基づき、その利用者から、サービスの区分に応じ、利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定事業者は、前項の支払を受けるほか、日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用について、利用者から支払を受けることができる。
- 3 指定事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(領収証の交付)

第15条 指定事業者は、サービスの提供に関して、利用者から利用者負担額その他の費用の支払を受けたときは、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付しなければならない。

2 前項の領収証には、利用者負担額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

(緊急時等の対応)

第16条 指定事業者は、現にサービスの提供を受けている利用者に病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合には、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、サービスの提供に際し、緊急時に対応することができる体制を確保するため、安全管理マニュアルを整備しなければならない。

(運営規程)

第17条 指定事業者は、サービスを提供する事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 1回当たりのサービス利用者数
- (5) サービスの内容及び利用者負担額その他の費用の額
- (6) サービスの実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応の方法
- (9) 非常災害に関する対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第18条 指定事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連携の体制を整備しなければならない。

2 指定事業者は、定期的に、非常災害時における避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第19条 指定事業者は、サービスを提供する従業者の清潔の保持及び健康の状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定事業者は、利用者が使用する施設及び設備等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定事業者は、サービスを提供する事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第20条 指定事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 指定事業者は、当該サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情処理)

第21条 指定事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しておかなければならない。

3 指定事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関し、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定事業者は、市から求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第22条 指定事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際してとった処置について記録しておかなければならない。

3 指定事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならない。

4 指定事業者は、前項の事故による損害を賠償するための保険又は共済に加入しておかなければならない。

(記録の整備)

第23条 指定事業者は、次の各号に掲げる事項に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) サービスを提供する従業者、事業所の設備及び会計に係る記録

(2) 個別サービス計画書

(3) 第13条第1項に規定するサービスの提供等の記録

(4) 第21条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際してとった処置についての記録

(事業の廃止又は休止による便宜の供与)

第24条 指定事業者は、指定等に関する要綱第5条第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該事業所よりサービスの提供を受けていた者であって、引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センター、他の指定事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第8章 雑則

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、サービスに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条及び第14条関係）

サービスの区分	サービス費用額		対象者
イ通所型サービスA（I）	1回当たり3,050円（月4回まで）		要支援1、 事業対象者
	1月当たり13,180円（月5回以上）		
ロ通所型サービスA（II）	週1回程度	1回当たり3,050円（月4回まで）	要支援2
		1月当たり13,180円（月5回以上）	
	週2回程度	1回当たり3,050円（月8回まで）	
		1月あたり27,020円（月9回以上）	